

全日本小学生バンドフェスティバル宮城県大会 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回全日本小学生バンドフェスティバル宮城県大会」と称する。

(実 施)

第2条 全日本小学生バンドフェスティバル宮城県大会（以下、県大会）は、小学生部門に加盟する団体が参加して、毎年実施する。

(各地区大会)

第3条 各地区大会は行わず、県大会を開催する。

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会（以下、役員会）で決める。

2 理事会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 参加資格

(参加資格)

第5条 参加資格は、宮城県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体で、構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して参加することは、認めない。

(入賞取消)

第6条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第3章 演奏・演技

(参加人員)

第7条 参加人員は、自由とする。

(編成)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。ただし、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

(演奏時間)

第9条 演奏時間は、7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第10条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲目は、自由とする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

(演奏形態)

第13条 演奏形態は、自由とする。

(服装)

第14条 服装等は、自由とする。

(演奏順序)

第15条 演奏順序は、宮城県吹奏楽連盟（以下、県吹連）事務局において決める。

第4章 表彰・審査・代表

(表彰)

第16条 表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表団体にトロフィーを贈る。

(審査員)

第17条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(代表)

第18条 参加団体の中から、全日本マーチングコンテスト宮城県大会代表とあわせて7団体を全日本小学生バンドフェスティバル東北大会と全日本マーチングコンテスト東北大会に推薦する。ただし、小学生バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。また、東日本学校吹奏楽大会に参加する団体は推薦しない。

第5章 その他

(参加費用)

第19条 参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

(共催・後援・協賛)

第20条 県大会実施にあたって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第21条 県大会実行委員には、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第22条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第23条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

附則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。

小学生バンドフェスティバル宮城県大会 審査内規

- 第1条 この内規は、小学生バンドフェスティバル宮城県大会実施規定第16条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は、「演奏技術」「総合表現」2項目について10段階で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。
- ① 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
 - ② ①で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。
- 第5条 第4条に基づいて、会長が賞と代表を承認・決定する。
- 第6条 審査票と審査一覧表は、出演団体に渡す。
- 第7条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

附則

- この内規は、平成28年4月16日より実施する。
- この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。
- この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。